

5)登記申請

① 代表理事変更

総会(総代会)で役員の選挙又は選任された場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、法務局に代表理事の変更登記申請をしなければなりません。代表理事が再選された場合でも、登記申請をしなければならないのでご注意下さい。

提出書類

- i)変更登記申請書
- ii)定款
- iii)総会(総代会)の議事録
- iv)理事会の議事録
- v)就任承諾書(就任承諾した旨が理事会議事録で明らかである場合は、承諾書の添付を要しない。)
- vi)委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)
- vii)辞任届(代表理事が辞任(又は死亡)し、後任者が就任した場合。死亡届、死亡診断書、戸籍謄本等でも可。)

② 事業、名称、地区、公告の方法の変更

行政府からの認可書到達日から2週間以内に登記しなければなりません。

提出書類

- i)変更登記申請書
- ii)総会(総代会)の議事録
- iii)定款変更認可書
- iv)委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

③ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

事業年度中に出資の増額又は減額があった場合は、年度終了後4週間以内に法務局に変更登記をしなければなりません。

提出書類

- i)変更登記申請書
- ii)監事の証明書
- iii)委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

④ 事務所移転

主たる事務所を移転した場合(同一登記所の管轄区域内で移転もしくは、他の登記所の管轄区域内に移転した場合の旧所在地における登記)

提出書類

- i)変更登記申請書
- ii)総会(総代会)の議事録(定款に主たる事務所の所在地として最小行政区画名のみ記載してある場合において、その区域内で移転した場合は定款変更を要しない。)
- iii)定款変更認可書(定款を変更した場合)
- iv)事務所移転に関する理事会の議事録
- v)委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

登記申請書提出先

〒990-0041 山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎 山形地方法務局 TEL.023-625-1321(代表)

登記の手続きを怠ると、裁判所より過料が課せられる可能性がありますのでご注意ください。

提出書類の各様式は、本会ホームページ(<https://www.chuokai-yamagata.or.jp/>)へ掲載しておりますのでご利用下さい。
なお、認証ID(ユーザー名)及びパスワードは、会員の皆様には、事前にお知らせしておりますが、ご不明な場合は本会までお問い合わせ下さい。